

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第15号

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の給与の支給に関する規則（昭和62年四日市市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第6条関係）			別表第1（第6条関係）		
職員 の区 分	条例別表第3及び 四日市市職員の初 任給、昇格、昇給 等の基準に関する 規則別表第1に掲 げる職務の級	月額	職員 の区 分	四日市市職員の初 任給、昇格、昇給 等の基準に関する 規則別表第1に掲 げる職務の級	月額
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部人事課)